

地域の**民生委員・児童委員**へ 気軽にご相談ください

民生委員・児童委員は、生活に困っている人や高齢者・障害者・児童・ひとり親家庭などの相談相手として、さらに、住民と行政とを結ぶパイプ役として、幅広く活動しています。

また、主任児童委員は、児童福祉専門の委員として、地区ごとに活動しています。

民生委員・児童委員が活動する時には、バッジ、名札などを提示するので、安心して相談してください。委員の調査活動に協力をお願いします。

◎具体的な活動例

- ▷ひとり暮らしの高齢者や障害者などの安否確認等の見守り訪問
- ▷地域の福祉活動への参加・協力



◎新しく決まった民生委員・児童委員を紹介します

担当地区	名前	担当地域	電話番号
府中北地区	武田 純子	元町西	090-7594-3524

※任期は令和7年11月30日まで。

問い合わせ先 福祉課 (☎43-7148)

ご存じですか？民生委員・児童委員

民生委員・児童委員

厚生労働大臣からの委嘱を受けて、社会福祉を推進するために活動している、地域で一番身近な相談・支援のボランティアです。

一定の区域を担当し、支援が必要な人々に対して、必要に応じた福祉サービスなどの情報提供を行うとともに、自らも住民の一員として、地域福祉を推進する活動に参加しながら、地域に密着し相談・支援活動に取り組んでいます。

主任児童委員

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当します。

育児、いじめ、不登校、児童虐待などの子育て問題に対応しています。



民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や相談者の個人情報は必ず守ります！

8月23日(水)

29日(火)

全国一斉

「こどもの人権相談」強化週間

広島法務局および広島県人権擁護委員連合会では、いじめや児童虐待、インターネットによるプライバシー侵害などの被害にあっている子どもたちが発する信号をいち早くキャッチし、問題解決を支援するため、専用相談電話「こどもの人権110番」を常時開設しています。

全国一斉強化週間中は、時間を延長して相談を受けます。

◎こどもの人権110番

☎0120-007-110

◎SNS (LINE)による人権相談

▷LINEアカウント名…「SNS人権相談」

▷検索ID…@snsjinkensoudan



LINEでの相談は
コチラから

相談時間 8月23日(水)～29日(火) 8時30分～19時

※ただし、土・日曜日は10時～17時。

通常の相談時間は、土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分。

問い合わせ先 広島法務局人権擁護部

(☎082-228-5792)